

貸借対照表

(2023年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,971,325	流 動 負 債	137,891
現 金 及 び 預 金	771,238	買 掛 金	52,351
売 掛 金	15,492	1年内返済予定の長期借入金	3,996
販 売 用 不 動 産	34,633	リ ー ス 債 務	3,375
前 払 費 用	373	未 払 金	17,470
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	1,000,000	未 払 法 人 税 等	7,411
未 収 入 金	146,299	前 受 金	27,574
立 替 金	3,242	預 り 金	7,065
そ の 他	45	1年内返還予定の預り保証金	18,261
固 定 資 産	309,682	そ の 他	385
有 形 固 定 資 産	6,910	固 定 負 債	49,050
建 物	350	長 期 借 入 金	25,015
工 具 、 器 具 及 び 備 品	250	リ ー ス 債 務	3,700
リ ー ス 資 産	6,308	長 期 預 り 保 証 金	20,335
投 資 そ の 他 の 資 産	302,772	負 債 合 計	186,942
出 資 金	30	純 資 産 の 部	
繰 延 税 金 資 産	2,022	株 主 資 本	2,094,065
敷 金 及 び 保 証 金	720	資 本 金	1,050,000
そ の 他 投 資	300,000	資 本 剰 余 金	750,000
		資 本 準 備 金	750,000
		利 益 剰 余 金	294,065
		そ の 他 利 益 剰 余 金	294,065
		繰 越 利 益 剰 余 金	294,065
		純 資 産 合 計	2,094,065
資 産 合 計	2,281,007	負 債 及 び 純 資 産 合 計	2,281,007

損 益 計 算 書

（ 自 2022年7月1日
至 2023年6月30日 ）

(単位:千円)

科 目	金	額
売 上 高		639,095
売 上 原 価		481,032
売 上 総 利 益		158,062
販売費及び一般管理費		154,289
営 業 利 益		3,773
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	45,010	
そ の 他	858	45,868
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	101	
そ の 他	0	101
経 常 利 益		49,540
税 引 前 当 期 純 利 益		49,540
法人税、住民税及び事業税	15,254	
法 人 税 等 調 整 額	776	16,031
当 期 純 利 益		33,508

【個別注記表】

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法
販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15年
工具、器具及び備品	6年

(2) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒等による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

(1) 不動産事業

買取再販事業では中古住宅の買取販売を行っており、顧客との不動産売買契約に基づき当該物件の引渡しを行う義務を負っております。当該履行義務は、物件が引き渡される一時点で充足されるものであり、当該引渡時点において収益を計上しております。

不動産賃貸事業では主に居住用マンションの貸付業を行っており、これらの不動産賃貸による収益は、「リース取引に関する会計基準」に従い、賃貸借契約期間にわたって計上しております。

その他の事業は仲介・斡旋手数料等に係るものであり、履行義務が一時点で充足される場合にはサービス提供完了時点において、一定期間にわたり充足される場合にはサービス提供期間にわたり収益を認識しております。

(2) ホテル事業

ホテル事業は主にホテルに宿泊したお客様へのサービスの提供を履行義務として識別しております。これらはサービス提供時点で履行義務が充足されることから、当該履行義務が充足された時点で収益を認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

控除対象外消費税等は発生事業年度の費用としております。